

## 成果分配ルールの再検討

— 市場経済における分配問題：商品の価値 —

塚 田 広 人

### 目 次

はじめに

第1節 問題の所在

第2節 商品の価値の分配方法・・・市場経済と貢献度

小括

### はじめに

私は本稿で自由市場経済における成果分配ルールの公正性について考察する。この問題をめぐっては、市民社会の成立以来、賃金と利潤の対立を軸として長い論争が繰り広げられてきた。この問題は市場経済システムを受容するか否かの判断を左右する重要な問題であるが、一方の「搾取」論と他方の「限界生産力説」の両者の間での、「正当な賃金」、「正当な利潤」をめぐる議論が必ずしもかみ合わぬまま現在に至っている。

本稿では〈貢献度基準による分配〉の概念を基軸として両者の考えを再検討するために、まず商品の価値について考察する。このことを通して、現段階の市民社会、市場経済社会における公正な分配ルールを解明することが課題である。

以下、まず市場経済における分配基準としての「貢献度基準」と「契約

の自由基準」との対立の問題を取り上げ、次に分配の対象となる商品価値の内容は「効用」か「労働」かを考察する。

## 第1節 問題の所在

### 1 市場経済と支配関係

まず最初に、旧来の社会主義的経済学派による資本主義経済と市場経済に対する批判について見てみよう。

その批判的学派の創始者としてのマルクスは、私の理解によれば次のように考えた。

- ① 資本主義経済は、当初は経済力を発展させる。
- ② これは、人類全体の視点からみれば、物質的富の総量の増加によって、人口を増やし、彼らに豊かな生活をおくらせ、各人の能力を発達させることにより、人類全体にとっての利益となる。
- ③ だが、それは同時に、資本による労働者の搾取を伴い、上述の人類の生産力発展の成果を不公正に分配する。(ここで不公正とは不等価交換のことを指す。)
- ④ しかし、〈絶対的利益＝生活水準上昇による満足感〉が〈相対的不利益＝不公正な分配による不満足感〉を上回っているか、あるいは、この不公正、不当性が十分強く、あるいは少数者にしか理解されないか、あるいは多数に理解されていても彼らが政治的強者となり得ない間は、この体制が存続する。
- ⑤ だが、資本の集中は独占的資本を生みだし、それは価格と生産を支配する力を持つことによって、経済の循環的成長を困難とし、生産力の発展を抑えるものとなる。
- ⑥ 同時に、資本の集中の過程で、社会成員の大多数は、生産手段を持たない無産労働者となり、「社会の不当性」を解決しようとする勢力が

十分に大きくなる。

- ⑦ 社会の不当性とは、上述の不等価交換のことであり、それは生産手段が少数者のもとに集中することによる力関係の不均衡＝経済的強制から生ずる。これが「搾取」、すなわち不払い労働の奪取である。
- ⑧ これを解決する方法は生産手段の公有化である。
- ⑨ これによって真の公正な社会が生まれる。これが共産主義社会、社会主義社会である<sup>1)</sup>。

この考えを現代の経済社会の実態をふまえてあらためて再検討すると、次のように考えられる。

まず、⑧の生産手段の公有化についてであるが、生産手段を誰が所有するにせよ、その所有者はその使用方法を決定せねばならない。その方法としては市場経済による方法と計画経済による方法がこれまで試されているが、少なくとも、現存の自然的（資源の希少性）、人間性的な条件（私利追求を第一とする人間像）下では、いわゆる混合経済、すなわち、前者＝市場経済を中心とし、それに後者＝計画経済を部分的に付加するという方法の方が優位にあることが実証されているといえよう<sup>2)</sup>。したがって、仮に現時点で公有化を言う場合でも、その具体的機能形態としては市場経済を前提としながら、そこにこの要素（＝公有化）を組み入れるという形をとる必要がある。すなわち、生産手段の具体的使用方法の決定に際しては、そ

---

1) 当然マルクスも、人々がこの体制の変更を選択する基準として、上述の絶対的利益と相対的不利益の合計としての純利益を増大しようとするということを想定していたはずである。したがって、生産手段の公有化という代替案を提出する際にも、この純利益増大という基準が採用されているはずである。ところで、この基準に従うならば、当然、公有化による生産効率の低下の可能性の問題が考慮に入れられなければならないが、この点はマルクスによっては不問とされている。

2) ここからは、「では、現存条件が変われば、他の可能性が生ずるのか」、という新しい問題が生まれる。現存条件の中で、その将来の変化に注目すべき重要な要素の一つとして、人間性あるいは人間性理解の変化、すなわち労働動機（＝誰のために、何のために）の変化があげられよう。が、その変化とその影響についての考察は別稿で行うこととし、ここでは常識的な理解（＝利他を加味しつつも、利己が中心）を前提として考察を進めることとする。

の決定権を相当程度細分化され分権化された個別企業に任せ、同時に、その決定権を与えられた企業（具体的にはその企業の責任者）は、すでにその権限の程度に応じて、それに対する一定の所有権をもつという形態をとる必要がある。このように、公有化といえども現在では一定の「私的」処分権＝所有権が前提となることが注意されるべきである。

ところで、先の主張を通じて何よりもマルクスがその廃絶を望んだのは、「人間による人間への暴力、その経済的形態としての搾取」であったと言ってよいであろう。彼はこの欠陥が資本主義経済から不可避免的に生ずると考えた。ここで資本主義経済とは資本－賃労働関係という経済関係のことであり、あるいはその体现者である資本家が他の社会成員の運命を実質的に支配できる社会のことである。

ところで、この資本主義的な経済社会とは、歴史的には封建制社会を打倒して登場したものである。そのとき人々がめざしたものは、やはり、他人からの暴力的支配の排除であった。各人は、自らの望むように、すなわち他人からの暴力的な支配を受けることなしに各人の生存内容を、また他の人々との関係を作り上げていきたい、これが封建社会から市民社会、資本主義社会へと歴史を動かした原動力であり、当時の人々が望んだ目標であったはずである。

それを実現するための重要な社会的ルール、方法として、封建制社会に続く新しい社会の構成員としての「市民」たちは、〈財、商品の自由な交換〉という社会関係、ルールを生みだした。これが市場経済のルールの核心である。この新しいルールが現実の社会の歩みの中でどのような内実、有用性を持ちうるものとなるかが、また、それは果たして、そもそもの資本主義社会の目的とした「人間による人間の支配」を排除できるものとなり得るのかどうか、それ以降現在に至るまでの市民社会の歩みの中で問われてきた問題であった。

マルクスの願いがこのように人間による人間への支配の排除にあったとすれば、もしもかりに、その願いがこれまでのような資本主義的市場経済

システムのもとで実現し得たとすれば、彼もまたこの体制の正当性を認めることになったであろう。だが実際にはそれは西欧においては19世紀までは、労働者全般に対する過酷な支配関係として機能した。しかしその後それは、19世紀の労働運動と1929年大恐慌を顕著な契機として一定の変化を遂げてはきた。だが、それは、20世紀末の現在に至るも、「資本—賃労働関係」という人間の人間に対する支配関係と、さらにまた成長の不安定性という二つの大きな欠陥を克服しきれていないとしばしば指摘されてもいる。しかしまた、人間社会は今のところこれに代わるより優れた体制を生みだし得ていないことも確かである。ところで、歴史的には、市場経済はそれ以前の諸経済体制に比べれば、封建制以後に登場した、わずか2,300年を経過したばかりのものであり、この点からみればそれはまだ形成途上の社会システムと言ってよいかもしれない。とするならば果たして、市場経済システムは、今後、これらの問題をその内部において解決して行く潜在力を持っているのであろうか。

最後の問いに対する答えはさておき、ともかくも以上の歴史的脈絡においては、人間関係における支配関係、「強制関係の排除」が市民社会において最も重視されねばならない社会的目標であることは疑い得ない。人間が17—8世紀に新しい社会=市民社会を作り始めたそもそもの目的がそこにあったとすれば、「さらに進んだ」市場経済システムがめざすべき中心観念もまたそこにある。問題は、直接的暴力によってであれ、経済的強制によってであれ人間が他の人間を支配しないことであり、人間間の強制関係を排除した、真の意味で「自由な」人間社会を形成することにある。これが「市民」の目的とする社会像であったはずである。

市民社会は、それを自由な「契約」=市場経済社会という新しい関係によって創造しようとした。では、「強制関係を排除した市場経済システム」はたして眼前に存在しているか。万一、それに対する答えが現状においては否であるとしても、それは未来において可能か。「資本—賃労働関係という人間の創造物がひるがえって人間そのものを支配するという転倒した社

会としての資本主義経済」とは、市場経済システムが十分整備される前の一時期だけのものであり、このシステムはその中でこの問題を解決しうる、マルクスよ安心せよ。こう言えるような新しい市場経済システムの構築ははたして可能であろうか。(補論1：自由と隷属のパラドックスについて・・・章末参照)

マルクスは、資本主義社会がこの問題を解決することは不可能であるとした。彼はこの社会は「競争社会」の中で労働者は資本家から強制され、そして資本家自身は自らの内なる「資本の魂」によって、誰もがすべてを利潤極大化のために犠牲にする社会だと理解した。だが、かつての多くの社会主義諸国が、人間間の支配のない社会を望みながら、歴史的条件に制約されていたとはいえ、やはりその支配関係を排除できなかった経験をもまた我々は目の当たりにしてきた。

いったい、そもそも、このような強固なものとしての人間間の支配関係とは何なのか。そもそも、いったい我々はどのような関係ならば望ましい人間関係、社会関係として納得しうると考えているのであろうか。

まず第一に、ある人が自然環境の中で一人で生きるとき、そして自らの判断で自分の生き方を選ぶことができるときは、そこにはどのような強制関係も存在しない。強制関係とは社会、複数の人間の存在、相互関係の発生と共にのみ生じうる。しかしその時でも、その社会が自ら選んで作り上げたものであるときは、それは強制とは無縁の、自発性の上に成り立つ社会である。そのもとで彼が選んだ生き方には、誰からの何の強制も存在しない。ゆえに、社会的強制、人間関係における強制とは、社会構成員の一部、あるいは全員が、自らの選択の結果ではない社会関係、社会ルールに従わねばならないときに生じうるものである。そのようなルールの下で、彼が自らの利益に反した行動を強いられるとき、それは、社会的な強制として感知される。市場経済においても、そのありかた、ルールをめぐる根本的問題は、そのルールとそのもとでの各人の行動の選択が自発的に行われているか否か、強制が存在しているか否かにある。ルール決定における

自発性、これがまず、望ましい社会関係形成のための第一の要件である。

なお、ここで「強制」の含意について注意すべきなのは、強制とは「希望」と結びついて初めて生ずる感覚であるということである。その社会のルールが彼が同意したものでなくとも、それに代わるものが選択肢として存在しないときは、彼はどのようなつらい生存条件の下に置かれても、現存の、他人から与えられただけのルールを「強制」的なものとは感じないであろう。彼は単にそれを運命として甘受するのみであろう。人は困難な状況に対してはいつもまず「苦しい」、「辛い」という感情を持つ。だが、それに代わる生き方を展望できない限りは、それを換えようとする意識は芽生え得ない。この時、「辛さ」は「諦め」に変わる。展望が見えたとき、苦しみ、「辛さ」は、現状を「強制」と捉え、それに代わるルールへの前進＝希望を見いだす。それが彼を「新しい」行動へと導く。

だが、我々は自発的なルール決定を望むだけでは足りない。次の問題として、我々はでは自発的にどのようなルールを選択するであろうかが解明されねばならない。

マルクスは、資本主義的な社会ルール、その核心としての「搾取の自由」は社会成員大多数の選択するものではないはずだと考えた。彼は、代替ルールとして、社会主義的分配ルール＝真の意味での労働に応じた分配（＝不払い労働を排除したそれ）というルールがある、そしてそのルールは生産手段の公有化を必要とする（そしておそらくその下でも生産効率、生産力は上がり続けるだろう）、と考えた。公正なルールとしての等価交換、これが彼の提案であった。

一般的に公正なルールに対する人々の欲求の強さについては疑問の余地はないものとしても、しかし、一般論としては、前もって注意すべきは、人間は、究極的には自らの〈総合的な満足増大〉を目指して社会を選択するのであるから、等価交換、あるいは「公正な支払」のみでは行動選択の基準としては不十分であるということである。ある社会の生産の効率性が旧社会のそれよりも増大し、その結果として自己の取り分が増えれば、

たとえそこに不公正さが継続していようとも、その不公正さからの不効用をそれによって埋め合わせることもあり得るのである。また逆に、社会の生産の効率性が低下し、その結果個々人の絶対的取り分が若干減っても、公正性の強まりからの満足度の増大がそれを上回るという場合もありえよう。

さて、歴史的にみれば、マルクスの時代には、労働者の置かれた状況が非常に過酷であったことから、社会的生産効率への配慮よりも、ともかく労働者の現状（＝労働環境、分配分）を改善したいとの意欲の比重の方が大きかったであろう。

しかし、この動機がそれ以後も同様の比重で存続しているか否かは再考される必要がある。マルクスの時代にこのような過酷な状況を生みだした大きな要因は、農民の農村からの追放にあった。領主達の囲い込み運動がその典型例であり、産業資本家の要請に応えた政治的支配層による浮浪者への罰則がこれを助けた。つまり、本質的にはそれは、賃労働者となることなしには生活できない状態を作り出すことであり、具体的にはそれは農民たちの生産手段からの排除によって達成された。もちろんそれは「不当な排除」と呼びうるものであった。入り会い地を不当に取り上げるなどの領主達の行動はその典型である。これを「不当な無産状態」と呼ぶことができる。不当な無産状態に対しては、人々は当然、それを補う他の条件がない限り、これに対する現状の回復を正当な要求と考えるであろう。しかし、このような歴史的経験から生じた動機の長期間にわたる継続性についてはあらためて検討される必要があるであろう。

しかし、もう一つの動機はその後も確実に存続している。それは不等価交換への不満である。正当な売買などによって生産手段をなくした場合には、それに対して不満を言うことは正当な行為とは認められない。しかし、「正当な」無産状態における者、すなわち自らの責任のみによって生産手段を失ったものが、（あるいは、数少ないであろうが、有産者であっても、）他人の企業において労働者として働きたいと望むとき、そこに、その社会が正当と認める公正な交換関係（現在ではそれはおそらく貢献度原則、能

力原則による分配であろう) を損なうような強制的労働をもたらす「不当な」契約関係は生じてはならないであろう。

では、「不当な無産者」に対する不当な契約関係はどのような場合に生じうるか。それは生活手段の所有格差による。上記の無産者と企業家との契約関係では、生存能力という力関係の格差をもってすれば、無産者への分配は最低限度にまできり縮めることが可能となる。この意味での力関係の格差は両立場の間では確かに一貫して存在してきたと言えよう。その意味では市場経済の現行ルールが、この生産手段と、なかんづく生活手段の所有格差という理由によって一般的に搾取を生みだしうる、そしてそれは等価交換という市民社会の基本ルールに反するものであるから、それに対して労働者はこれに代わる社会主義的分配ルールを選択すべきであるし、するであろう、これがマルクスの理解であった。

しかし、この考え方は一般的可能性としての次元においてさえ、そのまま、まったく正しいと言えるであろうか。ここで先にふれた満足の合計の問題が考慮されねばならない。現在のいわゆる先進資本主義国では、労働者の状況は、労働運動の力もあってかつてと比べて相当改善されている。この現状の労働環境と生活水準を前提すると、労働者の選択基準において、等価交換ルールの完全な実現という公正基準に対して、現行の絶対的生活水準からの満足という基準がより大きな比重をもつ可能性が考えられる。したがって、この新しい状況の下で彼らがどのような社会ルールを選択するかは、最終的には公正と効率の無数の混合状態からの選択という複雑な問題となる<sup>3)</sup>。

本稿の最終的問題関心は、実際に市場経済における雇用契約関係において何らかの不公正な取引関係が存在するのか否かにある。だが、上述のように、人々が公正か効率かの二者択一ではなく、公正と効率の混合状態を選択する可能性を認めるならば、仮にある社会においてある種の搾取が存在するとの答が出て、それだけでは、搾取されている人々が現行システム=社会ルールを変更することを選択するはずだとの結論には至らないこ

ともまた留意されねばならない。

以下では、以上の問題視角にもとづき、基本的課題としての自由市場経済における生産物の分配場面において実際に「不払い労働の搾取」が行われているのか否か、もしそうであるとしたとき、それでは人々はそれに対するどのような代替ルールを選択する可能性があるのかという問題を考察するための基礎的考察として、そもそも分配されるべき商品の価値とは何かを考察する。ただし、上のようにそこでの答に対して、人々が実際にこの代替ルールを選択するか否かが、上述の効率性の問題＝総合的満足度の基準に照らして次の問題となるが、それは別稿の課題とする。

## 2 市場経済の分配基準

### －「貢献度」基準と「契約」基準－

従来、公正な分配の原理として、いくつかの基準が示されてきた。能力（貢献度）原則、必要原則、そして平等原則などがそれである。これらのうちで、現行の市場経済システムにおいては、まず、「貢献度基準」（能力原則とも呼ばれる）が重要とされてきた。そしてこの貢献度の測定基準としては、経済学理論ではしばしば限界生産力説が用いられてきた。「社会の生産における貢献度に応じて生産物を分配することは、公正な分配の一つ

3) 小泉信三氏は1949年に、マルクスが1891年のエルフルト綱領で提起した現実的政策は労働者の貧窮を緩和し、革命は生じにくくなるはずである、また、実際に、生産力の増進と民主政治の進歩、社会政策思想の浸透は労働者階級の利益になったので、現実にも歴史はその方向に進んでいると述べた。（『共産主義批判の常識』講談社、1976年、47-49頁。）だが、問題は、同氏の表現が図らずも示しているように、労働者の選択が複雑なものとなった点にこそあるのであって、このような歴史的特徴から直ちに、「だから革命は（＝社会システムの変革は）生じない。人々は何らかの別のシステムを選択しない」と結論してしまうわけにもいかないという点にある。この複雑な選択の行方の分析こそが現在求められていることである。現状の市場経済社会の変化、発展の方向に対する選択肢を、マルクスが描いた経路のみに求めるならば、小泉氏の言うこのような結論も成立しようが、問題はそれほど単純ではなく、社会システムの改革はより多くの選択肢を含む複雑なものとなっているのが現状である。

4) 藤井弥太郎「市場機構と公共選択」、『現代社会の経済政策』有斐閣、1985年、154頁。

の考え方であるだろう。市場における機能的分配，すなわち各生産要素の限界生産力に応じた分配は，その意味で公正と主張されることができ  
る。」<sup>4)</sup>

他の二つの原則のうちで平等原則は，「結果の平等」という意味においては，現段階の人間の主たる行動動機としての利己心，慈恵心のいずれによ  
っても支持されうるものではないと考えられる。また，必要原則は，同じ  
く現在の生産力段階，人間性理解からすれば，能力＝貢献度原則という公  
正段階の問題が解決された後に検討されるべきものであろう。すなわち，  
確かに現行社会では，労働能力の欠如者で必要原則に頼る者は，労働能力  
の所有者からの一定程度の再配分を期待しうる。だが，このとき，労働能  
力所有者の間での公正な分配原則が成立していない場合には，彼らの労働  
能力欠如者に対する贈与動機さえもが弱められてしまうであろう。したが  
って，我々の社会においては，これらの諸原則のうちでまず貢献度分配の  
原則を確立することが重要となる。

ところが，実は現行の市場経済社会システムにおいては，上の貢献度原  
則に加えて，もう一つの重要な分配基準として，「契約の自由」による分配  
基準が存在する。現行の市民社会では，各人は自由に自己の幸福を追求す  
る権利を与えられている。(たとえば日本国憲法第13条参照。)そこでは各  
人は奴隷的拘束の排除を条件とした上で(18条)，どのような職業活動を行  
うことも自由とされている(22条)。貢献度原則も契約の自由原則もどちら  
も，市民社会の基本原則である個人の人格の自由に立脚したルールである  
ように見える。一見，どちらの原則も，自由な市民が同等に望み，認め得  
る原則のように見える。しかし，後に見るようにこれらは現実の市場経済  
においては実際には必ずしも一致するものではない。とするならば，その  
不一致はいかにして解決されるべきであろうか。(補論2：アリストテレス  
と貢献度原則について・・・章末)

以上より，以下では問題を市場経済における貢献度による分配と契約の  
自由による分配の二つの分配方法におけるそれぞれの内実と両者の整合性

の問題として設定する。そこでの問題は次の三点である。

- 1：貢献度基準における最大の問題と通常理解されている労資間の分配問題の基本であるところの、企業家、労働者の貢献度とはそもそも何か。
- 2：それに対して、現行の契約ルールの下では、どのような分配が行われているか。
- 3：その不一致はどのように解決されるべきか。

以上三点に対する直接の考察は次稿で行なうこととし、以下では分配されるべき対象としての商品価値を明らかにする。

## 第2節 商品の価値の分配方法・・・市場経済と貢献度

### 商品の交換比率 -商品の価値とはなにか-

現行社会では貢献度の問題はすべて商品の生産と販売、収入の分配の過程で表われる。そこでまず、分配されるべき価値としての商品の価値の内容を明らかにしておく必要がある。

価値説には、労働価値説と効用価値説がある。前者は社会的平均的必要労働を、後者は各人の得る個別的効用をその内実とし、両者は互いに他を

5) 小泉信三, 前掲, 156, 166, 167頁。だが, 「効用」のみでも価値=交換価値は生じないことは明らかであろう。通常, 空気は労せずして得られる。だが, 水は労せずしては得られない。両者ともに効用は高いが, 通常, 価格が生ずるのは水という労働投下物のみである。水は希少財である。その意味は労働しなければそれは得られないということである。ダイヤモンドでも, 道ばたにゴロゴロ転がっていれば, すなわち労せずして得られるのであれば, 高い価格はつくはずもない。その意味で, 人が交換に出すことができるのは, 効用を持つ財のうちの希少財, すなわち労働の成果としての財のみである。

6) 「利潤論は, 疑いなく, 資本主義の合理性を実証しようとする限界主義的な試みにおける最も弱い環となっている。」 Simon Clarke, *Marx, Marginalism and Modern Sociology-from Adam Smith to Max Weber*, 2nd ed., Macmillan Academic and Professional Ltd, 1991, p.228.

否定するものであると理解されている<sup>5)</sup>。しかし次にみるように実は両説は必ずしも他を排斥するものではない<sup>6)</sup>。

マルクスは次のようにいわゆる蒸留法によって、商品は労働の投入量を基準として交換されると理解した。交換関係は、「一つの等式で表すことができる。たとえば1クオーターの小麦 = a ツェントナーの鉄というように。この等式は何を意味しているのか? 同じ大きさの一つの共通物が二つのちがった物のうちに・・存在するということである。」「この共通なものは、商品の・・自然的属性ではありえない。」「そこで商品体の使用価値を問題にしないことにすれば、商品体に残るものは、ただ労働生産物という属性だけである。」こうして、交換比率を決めるのは労働の量なのであるが、それは「社会的に必要な労働時間」としてのそれである<sup>7)</sup>。

しかし、この方法による論証は説得的ではない。交換とは彼の言うような「=」, 等式ではない<sup>8)</sup>。記号で表現するならばそれはそれ以外の記号で表わされるべきものである。そもそも等式とは相互に等しいものを表わしている。しかし、相互に等しければそれぞれの交換当事者にとってそれらははじめから交換される必要はない。したがって、交換は等式では表わせない。では交換とはそもそも何か。相互の有利化、これが交換の本質である。交換当事者双方にとっての不等式、これが交換の内実である。

では、相互の有利化の基準として彼らが採用するものは何か。それは効用量か、それとも、労働量か。以下、まず、1)各生産主体は単一、一人の独立生産者のみからなると想定し、また、2)各生産主体は各産業間で自由に

7) Karl Marx, *Das Kapital*, Bd I, S.51-53. 岡崎次郎訳『資本論』国民文庫版、大月書店、第一分冊、1972年、74-78頁。

8) 森岡真史氏は、交換式を次のように解釈しなおして、通説的な労働価値説が、マルクスのいうように、交換における同質性から価値の本質を労働としているのは誤りであるとする。鉄1キロ = 米1キロにおいて、同質的単位となるのは労働ではなく、「貨幣との交換比率、すなわち価格」である。つまり、「鉄1キロと交換される米の量」= 「米1キロ」が正しい表現である、とする。(森岡、「労働価値説の批判的検討」『経済理論学会年報第30集 日本資本主義の現代的特質』1993年、青木書店、91-93頁。) それでは「・・と交換される米の量」という表現が何を意味するかが次の問題となる。

移動できるだけの各種労働能力を備えている、としてこの問題を考察する。

まず注意すべきは、マルクスのいう社会的必要労働という考え方の中には、すでに、「市場の需要」による〈当該労働の有用性＝効用〉への評価が含まれているという点である。以下に見るように、商品価値の問題では、労働か効用かではなく、労働と効用の関係こそが実は重要なのである。

市場における交換の場面では、一見して労働は無関係のように見える。彼らが自らの商品にどれだけの労働量を投下したかは問題ではなく、問題となっているのはただ相互の交換希望の強さ、つまり効用判断のみであるように見える。だが、このような解釈はあくまでも偶然的な交換を説明できるだけである。長期的に見て、彼らがもしも互いに、自らが所有している商品のみでなく、今相手の所有する商品をも生産する力を持つ場合、交換当事者の判断の中には次のように労働量という要素が入ってくる。すなわち、恒常的な交換関係の場合には、交換当事者は、自らの同量の投下労働に対しては、孤立労働の時と比べて、分業のもとに労働し、生産物を交換する時の方が純効用が大きくなることを期待する。つまり、社会の全構成員が、投下された労働量＝不効用に対して、得られる効用がより大きくなるように期待する。

この時、各人の生産物 (a) は、通常、他の同種生産物 (n人のそれ) と合計されて市場に提供され ( $a \times n$ )、それに対する需要者もやはり合計されて市場に現れる ( $b \times m$ )。この時各人の労働は、需要者の提供する生産物によって評価される。この交換比率を、互いに同一の第三者の商品 (c) によって表すとき、この時生ずる各生産物の交換比率 ( $a = xc, b = yc$  のときの  $x : y$ ) はそのまま各人の投入した労働の交換比率を表すと言ってよいし、この比率の大小は、同種生産物の、つまりはそれを生産する労働の社会的需要度を表す。これによってある生産物への投下労働は他の労働と比べてより大きく (いわゆる「価値がより大きいもの」として)、あるいは小さく (いわゆる「価値がより小さいもの」として) 評価される。生産者はこれを指標にして、自らの労働への評価を高めるために生産物の種類を変更す

る、すなわち労働者の産業間の移動が生ずる（一産業は一商品を作っていると考える）。各人の間に、より多くの消費財を求める、すなわちより大きな満足を求めるという一般的共通性を想定できるとすれば、この過程を通じて、各人は各人の労働から得られる最大の消費財を手に入れられるように最適労働場面に自らを配置する結果となる。（前述のように、各生産主体は各産業間を自由に移動できる能力を持つとの前提に留意されたい。）

このような過程を「先導」したのは、各労働者にとっての、彼の生産物によって得られる他の生産物がもたらす効用量と、そもそも彼の生産物に投下された労働量＝労働の不効用量との比較であり、その差額である。このように考えると、まず第一に、ある商品の価値＝交換比率は、供給者にとって供給側の商品に含まれる投下労働量＝労働の不効用量と、需要側の商品が供給者に対して与える効用量との差額としての純効用量を最大化するように決まる。しかし同時に、そこではすべての商品の生産者が産業間を移動してこの純効用量を最大化するのであるから、そしてこの純効用量は、売買差額＝貨幣量として、どの生産者にとっても、産業間移動の結果、最大となるように決まるのであるから、どの労働も同一の純効用を、そしてその表現形態としての同一の貨幣量を表していることになる。ここにおいて、投下労働量は貨幣形態で表される効用量と同一のものとなる。すなわち、同一の投下労働に対しては同一の効用量が貨幣形態で対応することになる。

こうして、ある商品の価値＝交換比率は、その商品がもつ社会的効用量（需要側の提供する交換対象となる商品量）と供給側の不効用量（供給商品量）の比率によって決まる。その場合、各生産者は、自らの商品、すなわち自らの投下労働に対してできるだけ高い評価を、すなわちできるだけ多くの、「彼らの望む」他の商品を手にいれようとし、そのように産業間を移動する。だが、人々が望む一連の商品種類は互いに似通っており、また、それゆえにであろうが、彼らは自らの労働不効用に対応する効用量を個別商品名と量によってよりは貨幣量によって、一般的な形態で入手しようと

望む。それによって、誰もが、よく似通ったあるいは時には大きく相違した個別的消費財を手に入れることができる。すなわち、各種の異なった投下労働に対して各労働者が望む見返りの効用、すなわち望む商品種類と量は、できるだけ高く自分の商品を販売したい=できるだけ多く他の商品を、すなわち他の商品の効用を入手したいという形で、個別商品の個別的形態を取り去った量的形態としての貨幣形態で表現されることになる。

このように、純効用の最大化を目ざして各生産者が行う労働と産業間移動は、各人の労働を、等量の効用を、つまり同量の労働に対しては等量の効用、ただし貨幣形態でのそれ、をもたらしものとして同質化する。ここに至れば、もはや商品価値=交換比率は効用によって決まると言っても労働によって決まると言っても同じである。同量の投下労働は、貨幣形態によって同量の効用を表現しているのだからである。

各人の投下する労働が表わす、貨幣形態としての社会的効用評価は均一となる。こうして、この均衡状態に至ったとき、各商品の交換比率は〈同一の社会的効用量を表現するところの投下労働量〉によって決まっていることになる。

ただし、ここではあくまでも前述のように各人の労働能力が均質なことを前提としている。これが現実社会のように不均質な場合には、産業間移動能力の少ない労働者は、それに応じて、社会的需要度の低い産業にとどまらざるを得ず、彼の投下労働の表す効用も低位の物となる。

こうして、価値=交換比率は、市場における売買の瞬間という短期においては、各財がもたらす効用を指標とした需給関係によって決まるが、労働力移動を考慮した長期においては、それは効用量、あるいはそれと比例的に対応する投下労働量によって決まると言える。

(小括)

以上より、長期的均衡状態における商品価値の規定要因は「効用=労働量」であると言える。

(補論1) 自由と隷属の「パラドックス」について

古来、自由と隷属についての「パラドックス」が指摘されている。自由な意思決定はその反対物としての不自由な関係をも選択しようという問題がそれである。確かに、民主的な市民社会における人間も、古代ギリシャの市民たちと同様、常に、自由な民主的投票の下でその反対物としての独裁制度を選択し得る。こうして、自らと相入れないいわば自己否定的選択をなす可能性を我々は否定できない。

しかし、人間の選択肢には、実はそもそもパラドックスは存在しない。上の例でも形式的な点からみればある種のパラドックスが存在するかに見えるが、それは実は「新しい選択が古い選択を否定する」という事態を意味するだけである。このような視点からみるならば、これはパラドックスではない。そこにはなにも矛盾するものはない。

人間の知的能力の有限性を前提すると、どのような制度、人間関係のルールであれ、ある時期に選択されたそれが永遠に人間にとって同様の利益を与え続けると結論することはできない。その意味では、上のような選択を「パラドックス」と呼ぶことは無意味である。人間の新しい選択には何らかの制限もない。その意味で実は、ここには問題は何も存在しない。人間は、ある時、ある制度を選ぶ。それが自由を重視するものであれ、隷従を是とするものであれ、とにかく選ぶ。それは彼が、そのとき、所与の条件下で、その制度こそが彼に最大満足を与えると考えたからである。人間は、自らの利益の最大化のために、環境の変化に応じてどのような制度も選ぶことができる。

(補論2) アリストテレスと貢献度原則について

有江氏は、貢献度原則の分配ルールに関する基本的視角をアリストテレスの考え方に基づきながら次のように整理している。このように古代から貢献度分配ルールが注目されていたことは、このルール（貢献度分配ルール）が人間のもつ公正感に訴える力がいかに強いものであったかを示して

いる<sup>9)</sup>。

分配の本質的基準としての「値打ち」：アリストテレスは、国有財産、共有財、たとえば、役職についての市民への報酬、植民地の土地などの「分配における正しさはなんらかの値打ち (akseea) にしたがって、定められなければならない」と考えた<sup>10)</sup>。ここで (akseea) とは、値打ち (worth)、価値 (value)、功績 (meritあるいはdesert) をさす<sup>11)</sup>。これらの財は、すべて何らかの生産あるいは獲得のための活動＝労働の結果として生ずるものである。したがって、それらの分配の基準としての「値打ち」も、本稿で議論している貢献度のことであり、次稿における、企業活動における商品の販売収入の、各要素間での分配方法の問題もこの一部となる。

商品の交換比率：もう一つ、アリストテレスが問題とするのは、「何足の靴が一軒の家に・・・等しいか」という交換比率の問題である。これについてアリストテレスは、「まず最初に両者の所産の間に比例的な均等が定められ、その後に相互的な応報が行われるなら、・・・人々の結びつきが実現する」<sup>12)</sup>と考える。ここで問題とされているのは、後述の商品価値、交換比率の決定要因である。

この比例性の内容が何であるかが、後世、効用価値説と労働価値説の対立として議論されていく。この比例性とは、それが維持されないなら、「人々の関係は維持されなくなる」ほどの結果を生むほどの、社会関係の維持にとって最重要なものである。したがって、この比例性に対しては、それが満たされるならば人々が分業関係を維持し続けることに同意できるほどの公正性を持ったものであることが求められている。

有江氏は、ここでアリストテレスによって示される比例性の基準は、「生

9) 有江大介『労働と正義』創風社、1990年。

10) 有江、25頁。

11) 有江、51頁の注。氏はakseeaについて「価値」を使う。

12) 有江、29頁。

13) 有江、28頁。

産者の価値性・貢献度」と「なるのは当然である」<sup>13)</sup>とし、「マルクスは、・・労働契約・・のもとでは、・・あるべき『分配的正義』(労働に応じた交換＝等労働量交換)が実現していないことを主張しようとした」とする<sup>14)</sup>。だが、この「価値性・貢献度」の内実こそが実は問われているのであり、その内容が従来は効用と労働という両極的な内容として議論されてきた。この問題の解決が本稿の一つの課題をなしている。

---

14) 有江, 334頁。